

静岡県告示第407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、太田川漁業協同組合（内共第20号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
太田川漁業協同組合 周智郡森町問詰1115-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年5月23日

別表

改正前					改正後				
(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ 漁業	友釣	針はイカリ3本又は4本1段以内又はチラシ2本以内とする	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の <u>全区域</u>	<u>6月1日～12月31日</u>	あ ゆ 漁業	友釣	針はイカリ3本又は4本1段以内又はチラシ2本以内とする	(特別区(棕地川の炭焼の杜・明ヶ島キャンプ場事務所上流2.0kmに漁協が設置した看板から同事務所下流1.5kmに漁協が設置した看板までの区域をいう。以下同じ。)を除く。) <u>全区域</u>	6月1日～12月31日
	石川釣(どぶ釣)	針は2本以内とする	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域	6月1日～12月31日		石川釣(どぶ釣)	針は2本以内とする	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域	6月1日～12月31日

	餌釣		吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	<u>8 月 1 日</u> ～ 12 月 31 日
うなぎ漁業	餌釣 ウゲ 置針	ウゲは長さ 80 cm 口 径 15 cm以内とする。 置 針 は 10 本 以 内 と す る。	<u>吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域</u>	<u>6 月 1 日</u> ～ <u>9 月 30 日</u>
			<u>吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）</u>	<u>6 月 25 日</u> ～ <u>9 月 30 日</u>
(略)				

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲無いにおいて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

<u>ア</u> 魚種	<u>イ</u> 漁法	<u>ウ</u> 規模	<u>エ</u> 区域	<u>オ</u> 期間
全魚種	餌釣り (撒き餌を除く。)	<u>1日当たりのあゆ採捕は1人10尾までとする。</u> <u>針は2本以内とする</u> <u>撒き餌禁止</u>	吉川の重兵衛淵堰堤上流 300 m までの区域 (以下「餌釣特別区」)	<u>7月1日以降で組合が定め公示する日から8月31日以前で組合が定め公示する日まで。</u> <u>遊漁時間は午前9時から午後4時まで</u>

	餌釣		吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	<u>9月1日～</u> 12月31日
うなぎ漁業	餌釣 ウゲ 置針	ウゲは長さ 80 cm 口 径 15 cm以内とする。 置 針 は 10 本 以 内 と す る。	(特別区を除く)全区域	<u>6月1日～</u> <u>9月30日</u>
(略)				

(削除)

				で。
--	--	--	--	----

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 1～2 (略)

3 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。

ウ欄	小学生以下の者	無料
	満70歳以上の高齢者、 <u>中学生</u> 、 身体障害者及び女性	第1項に規定する額の 1/2に相当する額

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、餌釣特別区(第3条第2項の表オに掲げる期間内に限る。)における遊漁料は下表のとおりとする。

対象者	遊漁料	
	1日	1期間
<u>中学生以下の者1名</u>	<u>500円</u>	<u>2,000円</u>
<u>高校生以上の者1名</u>	<u>1,500円</u>	<u>10,000円</u>
<u>中学生以下の者2名以内と高校生以上の者 2名以内の計4名以内のグループ</u>	3,000円	
<u>高校生以上の計2名のグループ</u>	<u>2,500円</u>	

5 第5条に基づく釣り大会等における大会遊漁料は前4項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(表略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 1～2 (略)

3 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。

ウ欄	<u>18歳以下の者</u>	無料
	満70歳以上の高齢者、身体障害者及び女性	第1項に規定する額の 1/2に相当する額

(削除)

4 第5条に基づく釣り大祭等における大会遊漁料は本条第1項及び第3項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(表略)

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。